

お知らせ

国土交通省 豊橋河川事務所
平成 25 年 5 月 9 日

豊川放水路の堤防道路を河川管理用通路と 道路(公道)との調整を行い、明確化を図りました。

1. 概要 : 豊川放水路の堤防道路は、河川管理用通路となっている区間と道路(公道)となっている区間があります。

今回、河川管理用通路と道路(公道)として供用する区間の見直しを行い、利用者にわかりやすく、より安全な利用形態にするための調整を行いました。

従来との変更点は、一般車両が通行できる道路構造とはなっていない河川管理用通路については、河川巡視や水防活動などの活動のための専用通路として、一般車両の通行ができなくなります。

道路(公道)として供用する区間は、従前より安全に利用できるよう、通行車両の車幅を明確にするなどの措置をとりました。

河川管理用通路として管理する区間については、地元自治会などへ事前説明し回覧板を回付するとともに、4月9日に当事務所のホームページ、4月15日付け市広報(豊橋市、豊川市)などにおいて周知を行っているところです。

2. 運用開始日 : 平成25年5月10(金)より

3. 別紙資料 : お知らせ「平成25年5月10日(予定)から、豊川放水路の堤防道路を一部通行止め to します。」

4. 解 禁 : 指定なし

5. 配布先 : 豊橋市政記者会、豊川市政記者クラブ

6. 問合せ先 : 国土交通省 豊橋河川事務所

副所長 にいたか新高 ようすけ庸介 (電話 0532-48-2111)

占用調整課長 かしむら樫村 ともり知紀 (電話 0532-48-8112)

現地取材申込み等 豊川出張所長 えんや塩冶 やすひと康人 (電話 0532-52-8098)

お 知 ら せ

平成25年5月10日(予定)から、豊川放水路の堤防道路を一部通行止めになります。

豊川放水路の堤防道路は、①公道（豊橋市道、又は豊川市道）となっている区間、②公道ではなく河川管理用通路となっている区間が存在します。

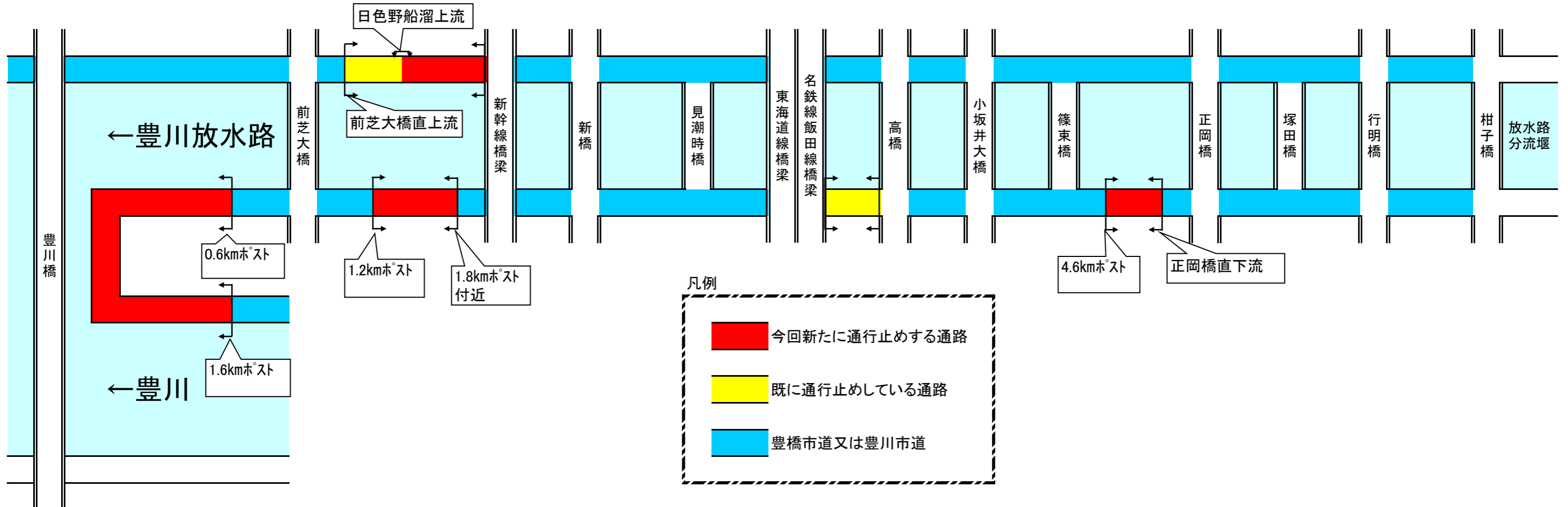
このうち、②の河川管理用通路は、河川巡視や水防活動のための専用通路であり公道ではないため、河川巡視車、水防活動車両を除き車両通行はできません（歩行者、自転車は通行できます）。

しかし、現在②の河川管理用通路は、車止めを設置してある箇所と、設置していない箇所があり、設置していない箇所は車両が通行できる状態となっています。

河川管理用通路は公道でないため、安全に車両が通行できるための道路整備や交通規制ができず、万一事故が発生しても責任を負うことができません。

このため、豊橋市及び豊川市の道路管理者と、豊川放水路を管理する国土交通省豊橋河川事務所とで協議し、市道として供用する区間の見直しをすると共に、市道として供用しない区間については、平成25年5月10日(予定)からすべて通行止めにする事となりましたので、お知らせします。

なお、通行止めとなる区間は、歩行者と自転車は引き続き通行可能です。



問い合わせ先	道路管理者	豊橋市役所 建設部 土木管理課	Tel0532-51-2507
		豊川市役所 建設部 道路維持課	Tel0533-89-2142
河川管理者		国土交通省豊橋河川事務所占用調整課	Tel0532-48-8112
		国土交通省豊橋河川事務所豊川出張所	Tel0532-52-8098